

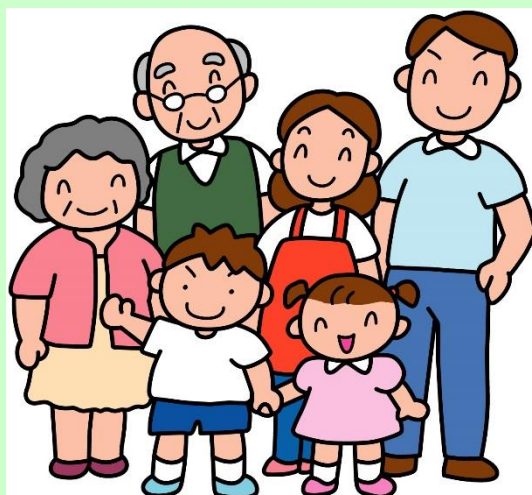
わっさむ元気づくり支援事業

あなたの 元気づくりを応援します！

私たちのまちを魅力的で元気なまちにするために行う
みなさんの自主的な活動を応援します。

一人ひとりの熱い想いと 一つ一つの元気な活動が
大きな大きな形となって

今よりもっと活気あふれる“わっさむ”に



対象団体

町内の3名以上の
団体やサークル等

支援の金額

上限 30 万円

対象事業

元気で魅力あるまちづくりのために、和寒町の特色を活かし、創意と工夫により自主的に取り組む元気づくり事業が対象です。

これまでの支援内容

- 有害鳥獣有効活用の研究
- 和寒農産物のPR、収穫体験
- 稚児舞等文化財の映像化
- 小中学生を対象としたワークショップ、体験学習
- コミュニティカフェの開設
ほか

※ 詳しい要件については裏面をご覧ください。

申請と
お問い合わせ

〒098-0192 上川郡和寒町字西町 120 番地
和寒町役場 総務課まちづくり推進係
Tel : 0165-32-2421 FAX : 0165-32-4238
Eメール : ki-kikaku@town.wassamu.hokkaido.jp
和寒町のホームページ : <http://www.town.wassamu.hokkaido.jp/>

申請は、随時受け付けています。



和寒町ホームページのQRコード

わっさむ元気づくり支援事業

●対象となる団体・サークル●

次のすべての要件を満たす3名以上で構成する団体・サークル等が対象となります。

- (1) 本町に団体の事務所・事務局等の活動拠点があること
- (2) 団体の主な構成員が町内在住又は在勤者であること
- (3) 政治的活動、宗教的活動、特定の人物に対する支持を目的とする団体でないこと

●対象となる事業とその費用●

- ・対象となる事業は、団体が自主的、主体的に取り組む、創意と工夫により和寒町の特色を活かした幅広い分野のまちづくり事業です。
- ・対象となる費用は、次のとおりです。

| 区分 | 内容 |
|----------|--|
| 報 償 費 | 講師・指導者の謝金、ボランティアへの謝礼等 |
| 旅 費 | 交通費、宿泊費等 |
| 消 耗 品 | 資料・報告書の用紙代、事業に必要な消耗品（事務用品等は除く）等 |
| 燃 料 費 | ガソリン、灯油、プロパンガス代等 |
| 印刷製本費 | ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷費、冊子の製本費、写真現像料等 |
| 役 務 費 | 切手代、葉書、郵送料、電話料、運搬料、ラジオ・雑誌・新聞等の公告費、振込手数料、印紙代、特許権・実用新案権の取得費、意匠・商標登録手数料 クリーニング代、保険料、筆耕翻訳料等 |
| 委 託 料 | 試験研究・分析費、調査費、デザイン料、設計費、制作費及び加工費、コンサル料 |
| 使用料及び賃借料 | 会場、土地、設備、機材、車輛、備品の使用料及び借上料 |
| 原 材 料 費 | 資材費・イベントなどの食材費、加工用原料等 |
| 備品購入費 | リース・レンタルを行うことが困難な場合に限り。 |
| そ の 他 | その他町長が必要と認めた費用 |

- ・対象から除く費用
- (1) 団体の事務所維持費、経常的な活動に要する費用
- (2) 不動産及び高額な備品（1点あたり10万円以上）の購入費用
- (3) 団体構成員内の交流や親睦に要する費用
- (4) 国又は道等の補助対象となる費用
- (5) その他町長が不相当と認める費用

●支援の金額●

30万円を上限として支援します。

ただし、同一同種の事業は最長5年間まで。また、4、5年目は総事業費の1/2の額を上限とします。

●申請の方法●

- ・事業実施前に総務課まちづくり推進係に事業実施計画書を提出してください。
- ・事業内容を審査の上、認定の適否及び交付予定額を決定し、お知らせ致します。
(審査の結果、支援の対象外となる場合や減額となる場合もありますのでご了承ください。)

認定申請に必要な書類

- ①事業計画書 ②収支予算書 ③団体の規約、会則又は定款
- ④団体の会員又は構成員名簿 ⑤その他必要書類（見積書など）

●交付の流れ●

- ・事業終了後、速やかに実績報告書を提出していただきます。その内容を審査し、適当であると認めるときは、支援額を確定しお支払い致します。
- ・認定後に必要があると認められる場合は、概算払いも可能です。

実績報告に必要な書類

- ①事業実施報告書 ②収支決算書
- ③その他必要書類（領収書、資料、写真など）